

平成 28 年 度

(下期) 恵庭市水道事業業務状況説明書

恵庭市公営企業

平成28年度 恵庭市水道事業 業務状況説明書

(平成29年3月31日)

1. 事業の概況

(1) 給水人口	68,685 人
(2) 総給水量	6,743,917 m ³
(3) 一日平均給水量	18,476 m ³
(4) 主要な建設改良工事(消費税込み)	
	工事発注額
ア. 配水管整備事業等	231,769 千円
イ. メーター取替事業	41,094 千円
ウ. 恵庭市第2庁舎増築工事	374,296 千円
合計	647,159 千円

2. 計理の状況

(1) 予算執行状況

(平成29年3月31日)

(ア) 収益的収入及び支出

(収 入)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 水道事業収益	1,808,912,000	1,820,818,822	100.7	
第1項 営業収益	1,735,811,000	1,760,882,058	101.4	
第2項 営業外収益	73,101,000	59,936,764	82.0	

(支 出)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 水道事業費用	1,846,574,000	1,786,204,755	96.7	
第1項 営業費用	1,701,666,419	1,656,732,585	97.4	
第2項 営業外費用	51,551,000	47,630,389	92.4	
第3項 特別損失	91,356,581	81,841,781	89.6	
第4項 予備費	2,000,000	0	0.0	

(消費税込み)

(イ) 資本的収入及び支出

(収 入)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 資本的収入	415,577,000	273,205,003	65.7	
第1項 企業債	274,200,000	150,000,000	54.7	
第2項 出資金	27,600,000	12,900,000	46.7	
第6項 負担金	113,777,000	110,305,003	96.9	

(支 出)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 資本的支出	883,859,000	765,769,678	86.6	
第1項 建設改良費	728,984,000	612,895,394	84.1	
第2項 企業債償還金	152,875,000	152,874,284	100.0	
第3項 予 備 費	2,000,000	0	0.0	

(消費税込み)

(2) 平成 28 年度 恵庭市 水道事業 損益計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

単位：円

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,354,240,549		
(2) 受託工事収益	178,249,853		
(3) その他営業収益	<u>100,288,207</u>	1,632,778,609	
2 営業費用			
(1) 受水費	739,357,828		
(2) 配水及び給水費	98,615,316		
(3) 受託工事費	177,986,853		
(4) 総係費	199,419,022		
(5) 減価償却費	334,946,452		
(6) 資産減耗費	<u>20,841,047</u>	<u>1,571,166,518</u>	
営業利益			61,612,091
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	312,117		
(2) 他会計負担金	564,000		
(3) 長期前受金戻入	56,652,884		
(4) 雑収益	<u>2,588,104</u>	60,117,105	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	46,909,389		
(2) 雑支出	<u>455,419</u>	<u>47,364,808</u>	<u>12,752,297</u>
経常利益			<u>74,364,388</u>

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	1,986,581		
(2) その他特別損失	<u>73,940,000</u>	<u>75,926,581</u>	<u>△ 75,926,581</u>

当期純損失

繰越利益剰余金			1,562,193
繰越利益剰余金			1,140,180,250
その他未処分利益剰余金変動額			0
当期末処分利益剰余金			<u>1,138,618,057</u>

(消費税抜き)

(3) 平成28年度恵庭市水道事業貸借対照表

(平成29年3月31日)

単位：円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産	13,424,263,621		
減価償却累計額	<u>△ 5,204,176,632</u>		
有形固定資産合計		8,220,086,989	
(2) 無形固定資産	<u>52,050,082</u>		
無形固定資産合計		<u>52,050,082</u>	
固定資産合計			8,272,137,071

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		1,056,477,855	
(2) 未収金		293,713,332	
(3) 貯蔵品		6,020,748	
(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>1,357,211,935</u>

資 産 合 計			<u>9,629,349,006</u>
---------	--	--	----------------------

(消費税抜き)

負債の部

3	固定負債		
	(1) 企業債	1,578,413,384	
	(2) 修繕引当金	202,582,980	
	固定負債合計		1,780,996,364
4	流動負債		
	(1) 企業債	158,166,010	
	(2) 未払金	394,788,643	
	(3) 未払費用	1,677,473	
	(4) 前受金	19,150	
	(5) 引当金	9,505,832	
	(6) 預り金	115,039,582	
	流動負債合計		679,196,690
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金	2,733,072,078	
	(2) 長期前受金収益化累計額	△ 1,258,719,352	
	繰延収益合計		1,474,352,726
	負債合計		3,934,545,780

資 本 の 部

6	資 本 金				
	(1) 自 己 資 本 金		<u>3,937,628,089</u>		
	資 本 金 合 計				3,937,628,089
7	剰 余 金				
	(1) 資 本 剰 余 金		618,557,080		
	(2) 利 益 剰 余 金		<u>1,138,618,057</u>		
	剰 余 金 合 計				<u>1,757,175,137</u>
	資 本 合 計				<u>5,694,803,226</u>
	負 債 ・ 資 本 合 計				<u><u>9,629,349,006</u></u>

(消費税抜き)

3. 平成29年度予算

平成29年度 恵庭市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度恵庭市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水人口	68,511 人
(2) 年間総給水量	6,757 千 m^3
(3) 一日平均給水量	18,512 m^3
(4) 主要な建設改良事業	
ア. 配水管布設替工事	8,070 m
イ. 配水管布設工事	870 m
ウ. メーター等設置工事	3,199 件
エ. 庁舎改修工事	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	1,684,456 千円
第1項	営業収益	1,570,350 千円
第2項	営業外収益	114,106 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,557,966 千円
第1項	営業費用	1,509,086 千円
第2項	営業外費用	45,880 千円
第3項	特別損失	1,000 千円
第4項	予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 411,411千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的
収支調整額 34,908千円、過年度分損益勘定留保資金 376,503千円で補てんするものとする)

収 入		
第1款	資本的収入	301,996 千円
第1項	企業債	273,300 千円
第2項	出資金	26,900 千円
第3項	負担金	1,796 千円
支 出		
第1款	資本的支出	713,407 千円
第1項	建設改良費	553,240 千円
第2項	企業債償還金	158,167 千円
第3項	予備費	2,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業債	千円 273,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還年限は、据置期間を含め40年以内とし、償還は毎年度2期元利均等償還とする。 ただし、特別の融資条件の定めがあるときはその条件による。 2. 企業財政の都合によって償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還をし又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用と特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用できない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 (法定福利費を含む)

147,331 千円

(2) 交際費

90 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、66,655千円と定める。